

## 令和6年度戸田市内産品等セールス支援事業出展者公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内産品等セールス支援事業出展者の公募について必要な事項を定めるものとする。

(展示会等)

第2条 この要領において「展示会等」とは、市内の事業所の商品及び技術の普及と需要拡大が図れる展示会、商談会、見本市及び物産展等であり、市経済戦略室が選定し、出展料を負担するものとする。

(対象事業者)

第3条 当該事業に申請できる者は、次に掲げる事業者とする。

- (1) 市内に支店又は営業所等を有すること
  - (2) 市内で同一事業を1年以上営んでいること
  - (3) 事業内容が堅実であり、事業における必要な関係法令に適合していること
- と
- (4) 申請しようとする展示会等への出展において、市又はその他の公的な支援を受けていないこと
  - (5) 市税等に未納がないこと

(出展要件)

第4条 出展要件は次のとおりとする。

- (1) 複数の支店又は営業所等を有する事業者は、市の事業者として出展しなければならない
- (2) 展示会等に出展できるモノは、市内の事業所で製造、加工若しくは企画された商品又は技術でなくてはならない
- (3) 出展しようとする展示会等の趣旨に合致する内容でなくてはならない

(申請)

第5条 展示会等の出展を申し込もうとする者は、会社概要及び商品の見本又は技術を説明する資料を添えて、戸田市内産品等セールス支援事業出展者公募申請書(別記様式)を提出するものとする。

( 出展事業者決定 )

第 6 条 応募者多数の場合は抽選にて、出展事業者を決定する。

( 出展の取消し )

第 7 条 出展事業者として決定した後に、次の各号のいずれかに該当した場合、出展資格が取り消されるものとする。

- (1) 要件を欠くに至ったとき
- (2) 出展事業者として信用を著しく害する行為があると認めたとき
- (3) 出展物の製造及び販売を中止したとき
- (4) その他当該事業の趣旨に反するとき

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 7 月 2 9 日から施行する。